

改正

平成29年3月30日告示第70号
平成29年11月20日告示第238号
平成30年3月29日告示第75号
平成30年8月1日告示第211号
平成30年9月13日告示第251号
令和元年8月16日告示第258号

檜原市第一号事業実施要綱

檜原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年檜原市告示第88号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第一号事業」という。）の実施に関し、他の規則及び要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者をいう。
 - (2) 事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の62の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、**法、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）**及び檜原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（平成27年檜原市告示第285号。以下「第一号事業基準要綱」という。）で使用する用語の例による。

（事業内容）

第3条 第一号事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第一号訪問事業
- (2) 第一号通所事業
- (3) 第一号生活支援事業
- (4) 第一号介護予防支援事業

（対象者）

第4条 第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。）の対象者は、居宅要支援被保険者及び事業対象者のうち、介護予防支援又は第一号介護予防支援事業により第一号事業の利用が必要と認められた者とする。

- 2 第一号介護予防支援事業の対象者は、居宅要支援被保険者（指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者とする。

（第一号事業支給費及び利用者負担）

第5条 法第115条の45の3第2項に基づき法施行規則第140条の63の2第1項第3号に規定する第一号事業支給費（通所型サービスCを除く。）は、別表に規定する単位数に**第6条**に規定する単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

- 2 第一号事業の利用者の所得の額が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である場合（次項を除く。）について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 3 第一号事業の利用者の所得の額が法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である場合について第1項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の

70」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、訪問型サービスC及び第一号介護予防支援事業に係る第一号事業支給費については、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の100」とする。

5 通所型サービスCに係る利用者負担額は、1回当たり200円とし、通所型サービスCに係る第一号事業支給費は、別表に規定する単位数に第6条に規定する単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）から利用者負担額を除いた額とする。

第5条の2 介護職員処遇改善加算を算定するにあたっては、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとしてあらかじめ市長に届出なければならない。

（1単位数当たりの単価）

第6条 第一号事業支給費の算出に係る1単位数当たりの単価は、次に掲げる第一号事業の区分に応じてそれぞれ定める額とする。

- (1) 訪問型サービスA 10.21円
- (2) 訪問型サービスC 10.00円
- (3) 通所型サービスA 10.14円
- (4) 通所型サービスC 10.00円
- (5) 第一号介護予防支援事業 10.21円

（支給限度額）

第7条 第一号事業支給費の支給限度額の算定は、法第55条の規定の例によるものとし、次に掲げる第一号事業の利用者の区分に応じてそれぞれ定める単位数を用いるものとする。

- (1) 事業対象者 5,032単位
- (2) 要支援認定の結果が要支援1である者 5,032単位
- (3) 要支援認定の結果が要支援2である者 10,531単位

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態により市長が特に必要と認めた場合は、前項第1号中「5,032単位」とあるのは「10,531単位」とする。

3 第一号事業支給費の支給限度額の算定対象となる事業は、訪問型サービスA及び通所型サービスAとする。

4 前項の支給限度額を算定する場合においては、介護職員処遇改善に係る加算は算定に含めないものとする。

5 第一号事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、第一号事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、第一号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月30日告示第70号）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成29年11月20日告示第238号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成30年3月29日告示第75号）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成30年8月1日告示第211号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施前の利用に係る第一号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月13日告示第251号）

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（令和元年8月16日告示第258号）

1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

2 この要綱の実施前のサービスの利用に係る第一号事業支給費の支給限度額に係る単位数及び第一

号事業支給費に係る単位数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前のサービスの利用における第一号事業支給費に係る単位数については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

第一号事業支給費に係る単位数表

1 訪問型サービスAの事業費

事業内容等	利用頻度	単位数
ア 生活援助が中心である場合		225単位（1日につき）
イ 身体介護が中心である場合	週1回程度	268単位（1日につき）
	週2回程度	272単位（1日につき）
	週3回程度	287単位（1日につき）
ウ 初回加算		200単位（1月につき）
エ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週1回程度	161単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週2回程度	322単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週3回程度	511単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週1回程度	118単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週2回程度	235単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週3回程度	373単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週1回程度	65単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週2回程度	129単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週3回程度	205単位（1月につき）

備考

- 1 利用者に対して、訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者等が訪問型サービスAを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 アについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助をいう。）又は利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助が中心である訪問型サービスAを行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末をいう。）が中心である訪問型サービスAを行った場合に、その頻度に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- 4 ウについては、訪問型サービスA事業所において、新規の利用者に対して、サービス責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問型サービスA従事者等が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日に属する月に訪問型サービスAを行った際にサービス責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 5 エの加算基準については、厚生労働大臣が定める基準別表に規定する訪問型サービス費にお

ける介護職員処遇改善加算の基準の例による。

2 訪問型サービスCの事業費

事業内容等	単位数
ア 訪問型サービスC	850単位（1日につき）
イ 初回加算	300単位（1月につき）

備考

- 利用者に対して、訪問型サービスC事業所（訪問型サービスC事業者が当該事業を行う事業所をいう。）の従事者等が訪問型サービスCを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- イについては、前項に規定する事業所において、新規の利用者に対して初回の訪問型サービスCを行った日の属する月に所定単位数を加算する。

3 通所型サービスAの事業費

事業内容等	利用頻度	単位数
ア 事業の利用時間が4時間未満	週1回程度	269単位（1日につき）
	週2回程度	277単位（1日につき）
イ 事業の利用時間が4時間以上	週1回程度	384単位（1日につき）
	週2回程度	395単位（1日につき）
ウ 半日入浴加算（アの場合に限る。）		50単位（1日につき）
エ リハビリテーション職員配置加算（アの場合に限る。）		50単位（1日につき）
オ 運動器機能向上加算		225単位（1月につき）
カ 栄養改善加算		200単位（1月につき）
キ 口腔機能向上加算		150単位（1月につき）
ク 選択的サービス複数実施加算		480単位（1月につき）
ケ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週1回程度	99単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週2回程度	202単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週1回程度	72単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週2回程度	147単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週1回程度	38単位（1月につき）
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週2回程度	79単位（1月につき）

備考

- 第一号事業基準要綱に適合している通所型サービスA事業所において、利用者に対して、通所型サービスAを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- ウについては、事業を実施する旨を市長に届け出て、4時間未満の通所型サービスAの利用者に対して、入浴介助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- エについては、事業を実施する旨を市長に届け出て、4時間未満の通所型サービスAの利用者に対して、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）のいずれかが配置され、基本的動作能力、応用的動作能力、社会的適応能力、音声機能、言語機能又は聴覚機能の改善を目的として機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- オについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び第8項において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この項において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、通所型サービスA従事者その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、通所型サービスA従事者その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
 - (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 5 カについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び第8項において「栄養改善サービス」という。）を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、通所型サービスA従事者その他の職種の者（以下この項において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 6 キについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この項及び次項において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、通所型サービスA従事者その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
 - (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 7 クについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。
- (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下この項において「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。
 - (2) 利用者が通所型サービスAの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
 - (3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行って

いること。

- 8 ケの加算基準については、厚生労働大臣が定める基準別表に規定する通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準の例による。

4 通所型サービスCの事業費

事業の利用時期	単位数
1～3ヶ月目	474単位（1日につき）
4～6ヶ月目	446単位（1日につき）

備考

- 1 第一号事業基準要綱に適合している通所型サービスC事業所において、利用者に対して、通所型サービスCを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 第一号介護予防支援事業費

事業の内容	単位数
ア 介護予防ケアマネジメントA	438単位（1月につき）
イ 介護予防ケアマネジメントB	213単位（1月につき）
ウ 介護予防ケアマネジメントC	213単位（1月につき）
エ 初回加算	300単位（1月につき）
オ 委託連携加算	300単位（1月につき）

備考

- 1 法第115条の46の規定により、橿原市社会福祉協議会地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）が第一号介護予防支援事業を行うものとし、地域包括支援センターから市長に提出された介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書をもとに、1月につき所定単位数を算定する。
- 2 アについては、利用者に対して、指定介護予防支援に相当する第一号介護予防支援事業を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、利用者に対して、サービス担当者会議を省略する等簡略化した第一号介護予防支援事業を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 4 ウについては、利用者に対して、第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。）の利用開始時のみ簡略化した第一号介護予防支援事業を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 エについては、地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対し第一号介護予防支援事業を行った場合に、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
- 6 オの加算基準については、厚生労働大臣が定める基準別表に規定する介護予防ケアマネジメント費における委託連携加算の基準の例による。